

リンク先 請願内容から

#### 請願内容<試案>

1. 国民主権という日本国憲法の基本原理を一層体现し、現代の技術水準を活かして民主主義を強化していくために、一定数の国民の署名をもって立法等を国民が要求した際に、それを起点として国会審議を行う「国民発議」の制度を立法することを求める。
2. 具体的な法律案については、本請願と同時に提出するが、概要以下の通りである。
  - (ア) 第一に、今後、国民が5万人以上の連署をもって、法律の制定、改廃、その他の国会決議を求める場合には、両議院において優先して付議し、その代表者を含む国民の意見を聴取したうえで、その議決を行い、国民に対してその結果を十分に説明することで、国民の政治参加を一層進展させるものとする。
  - (イ) 第二に、国民が、相当数の連署をもって、国会の決議に先立って自らの意思を確認するよう求めるときには、国会として、その国民の意思を十分に理解してその責任を果たすための仕組みとして、現行憲法と適合的な諮問的国民投票を導入する。
  - (ウ) 同時に、国会が、国民の重大な権利義務に変動を与え、又は世代を超えた影響が生じる議題、あるいは我が国の外交安全保障に重大な影響がある議題について、一定の要件をもとに、主体的に国民の意思を確認する制度を導入する。
  - (エ) 国民の意思を確認する制度としては、諮問的国民投票の方法に加え、デジタル技術等を活用した国民意思の国政への反映方法を導入する。
3. 国会がこの議論を進めるにあたっては、国民主権と民主主義の更なる拡充という目的に照らし、広く国民の意見を聴取しながら、当該制度の設計自体を、開かれた民主的手法により進めることを求める。
4. 具体的には、今国会において、国民発議等の検討を開始し、今後1年以内の立法を目指すことを宣言するよう求める。